

秋田市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和4年8月1日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名称	事業所の 名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種類
有限会社 優介護	ハートプレ イス	秋田市桜一丁目 9番13号	令和4年8月1日	訪問介護
有限会社 秋田在宅 介護サー ビスセン ター	さくらデイ サービス横 森店	秋田市横森四丁 目9番36号	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護
株式会社 エージー グループ	レッツ倶楽 部秋田八橋	秋田市八橋本町 六丁目9番10号	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護
若葉情報 管理シス テムズ株 式会社	デイサービ スわかば	秋田市中通三丁 目2番38号 ス カイパーク102 1階	令和4年8月1日	地域密着型 通所介護